管理者の専決処分事項に関する条例

平成 22 年 4 月 1 日
条例第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 180 条第１項の規定により、次に掲げる事項は、管理者がこれを専決処分することができる。

(1)　１件50万円未満において法第243条の２の８第８項の規定による職員の賠償責任を免除すること。

(2)　１件200万円未満において、法律上、組合の義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに関する和解をすること。

(3)　法令の改正又は廃止に伴い、岸和田市貝塚市清掃施設組合の条例中の当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定を整理するための関係規定を改正すること。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和 2 年 11 月 19 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年３月５日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。